

松戸市公の施設（松戸市北山会館）の指定管理者の指定について

松戸市指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成18年松戸市条例第24号）第5条第1項の規定に基づき、松戸市北山会館の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者を指定します。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、所在地

松戸市北山会館
松戸市串崎新田63番地の1

2. 指定管理者となる団体

松戸市松戸2060番地
松戸葬祭業協同組合
代表理事 伊原 丈

3. 指定管理者の期間

平成27年4月1日から平成31年3月31日（4年間）

4. 選定理由

審査委員会の審査（書類・プレゼンテーション）の結果、指定管理者候補者として適当であると認められた。

5. 選定審査手順

募集要領配布

平成26年7月14日（月）～7月18日（金）

応募書類受付

平成26年8月21日（木）～8月25日（月）

公の施設の指定管理者候補者審査委員会

全3回（第1回平成26年9月29日（月） 第2回平成26年10月9日（木）
第3回平成26年10月29日（水））

指定管理者候補者審査結果通知

平成26年11月4日（火）（審査委員会→市長）

松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案提出

平成26年12月8日（月）

松戸市議会 12月定例会指定管理者の指定議案議決

平成26年12月25日（木）

指定管理者の告示

平成26年12月26日（金）

指定管理者への指定の通知

平成26年12月25日（木）